

## 第21回『九条のつどい』

### 気づいていますか 世田谷の空の爆音 <詳細活動報告>

- 1.日時と参加者数：2013年12月1日（日曜日）、18時30分～20時45分、参加者：28人
- 2.場所：砧支所成城区民集会所
- 3.演題と講師：『世田谷の空は米軍機と自衛隊の交差点』 岸本正人氏（東京平和委員会 事務局長）
- 4.講演の概要

#### ◆東京を取り巻く米軍基地・自衛隊基地・駐屯地

- ・東京にある8つの基地のひとつ横田には4000mの滑走路があり、米人5,000～6,000人、日本人従業員2,000人がいる。
- ・広尾にあるニューサンノー米軍センターでは日米合同委員会（日米地位協定などを協議）はここで開催されている。
- ・神奈川の横須賀、厚木基地からはニューサンノーにヘリが飛ぶ。
- ・世田谷には用賀に自衛隊の駐屯地がある。

#### ◆各地の被害となぜ世田谷の空がうるさいか？

- ・関東平野では横田基地所属機による有視界飛行コースがあって500m以下で訓練を実施している。有視界飛行の時は電車線路、高速道路を目印として飛んでいる。
- ・2013年の（朝霞）自衛隊観閲式での飛行（V字形）のために10月に3週間、11月16日も20機余りで上空150mで訓練、このため非常にうるさいとの苦情が住民から練馬区役所に出され区役所から自衛隊へ市民の声を連絡した。
- ・美濃部都知事時代には、自衛隊の訓練をさせなかった。自衛隊は都心でやりたい、見せたいとの意向が強い。
- ・調布飛行場は横田基地所属機が緊急の着陸地となっている。訓練機は学校や広い公園を緊急退避地として飛んでいるので校庭に降りる可能性がある。実際に沖縄では小学校に降りた例がある。
- ・縦のライン（南北ルート）は米軍機が厚木、座間から赤坂プレスセンターに飛行し、横（東西）のラインとして自衛隊機が飛んでいるため安全な場所ではない。

#### ◆どうやったら止められる？

- ・飛行データを取り地元の住民が声をあげることが重要。群馬県では飛んだらカレンダーにつけている。高知県では飛行機の後姿を観測記録している。埼玉でも低空訓練の情報を集めている。渋谷、玉川、砧でも苦情が出ているが点で観測データを押さえると繋がってくる。データをもとに防衛省に言うと多少は聞いてくれる。
- ・都心に基地は危険、生活の場を守る立場で関係当局との交渉を続けて行くことが重要。
- ・練馬では朝霞での観閲式や自衛隊式等での被害がでており、区を巻き込んだ対策で事前通知、飛行ルートの変更をさせている。
- ・沖縄には爆音などの問題を受け付ける窓口がある。沖縄以外では東京都にはあるが米軍には言う

が自衛隊には言わない。飛行禁止、ルート変更、高く飛べ、学校の上空を飛ぶなどか言って行く必要がある。

◆気になる秘密保護法との関係

- ・機密保護法は廃案にする必要があるが、今でも秘密はある。法案がどうなるか分からないが、市民が知る情報と言っても、もらった情報で役所に聞きに行くのであまり自己規制はしない。車両、電車などと同じでうるさいものはうるさい。

◆オスプレイは東京に来るか？

- ・オスプレイを米国の要請で自衛隊が買うと言っている。来年10月にくる予定。米国司令官の食事中への質問で判明した話だが政府は知らないと言っている。
- ・オスプレイの訓練は（人や建物がない場所は別として）アメリカではできない。日本では人や建物があるところで訓練ができて良い（とアメリカは思っている。）
- ・軍隊は法を守らない。軍隊が存在する限りは被害はなくなる。被害はお金で帰ってくるのみなので根本を直す必要がある。

◆自衛隊は災害部隊に

- ・自衛隊廃止は振り向きがない（世論の支持が得られない）。災害復旧で頑張っている、災害に使える災害部隊にしていく声が多くなってきている。自衛隊装備を軍事から災害対応に向けるべき。
- ・アメリカは今、基地負担のお金がないので「思いやり予算」をやめて基地をなくすチャンスだ、
- ・（安全な街づくりの）活動をして行く必要があり、日本平和委員会も地域での活動の手助けをする。飛行機体が墜落してからでは遅いし、飛行回数が増えることで事故確率が高まる。

<質疑>

- ① 2機戦闘機が飛行したのを見たがアメリカ、自衛隊の目的は何か。
- ② 11月25日8:30戦闘機2機が、窓が振動するほどの爆音をたてて飛来した。世田谷区の環境保全課に問い合わせしても何も把握していない。世田谷区からは防衛省にリサーチして連絡するとの返答をもらったが住宅密集地を飛ぶことをどうして許されるのか。飛ぶことはおかしい。

⇒岸本氏のお話

- ・横須賀入校の原子力潜水艦空母ジョージ・ワシントン（GW）は、年の2/3は戻っている。群馬で艦載機が訓練する時は粕江、調布を通過する。
- ・航空法第81条で最低安全高度が定められており自衛隊の飛行もそれに準ずるが、しかし自衛隊機は取り締まる人がいないので道交法適用のパトカーと同様にパトカーは違反しないと言う同じ理屈で飛んでいる。
- ・自治体には自衛隊や米軍の問題についての窓口はない。自衛隊には総理大臣からのみ発言ができる。
- ・自衛隊には個人情報を取られるので直接言わない。役所を通して言っていく、そのためにも役所とは仲良くやって行くことが大切。

5.機体観測実績の報告

講演に先立って成城・祖師谷地区上空を飛ぶ自衛隊、米軍機と思われる機体の飛行捕捉の実績データを報告した。詳細は別紙『成城・祖師谷地区での機体観測』の通り。 以上